【別添２】指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請事項一覧（～平成30年９月30日）

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	一般相談支援	特定相談支援
第34条の７	第34条の８	第34条の９	第34条の11	第34条の12	第34条の14	第34条の15	第34条の16	第34条の17	第34条の18	第34条の18の２	第34条の18の３	第34条の19	第34条の24	第34条の57	第34条の59
一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地	一　事業所の名称及び所在地
二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
	五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類														
			五　事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）	五　提供する障害福祉サービスの種類						五　指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地	五　指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地		五　提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。)の種類		
				六　第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地											
五　事業所の平面図	六　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	五　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	六　建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	七　事業所の平面図	五　事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	五　事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要	五　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	五　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	五　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	六　事業所の平面図	六　事業所の平面図	五　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	六　建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	五　事業所の平面図	五　事業所の平面図
	七　利用者の推定数	六　利用者の推定数	七　当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員		六　利用者の推定数	六　利用者の推定数	六　利用者の推定数	六　利用者の推定数	六　利用者の推定数	七　利用者の推定数	七　利用者の推定数	六　利用者の推定数	七　利用者の推定数		
六　事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八　施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六　事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六　事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
七　運営規程	九　運営規程	八　運営規程	九　運営規程	九　運営規程	八　運営規程	八　運営規程	八　運営規程	八　運営規程	八　運営規程	九　運営規程	九　運営規程	八　運営規程	九　運営規程	七　運営規程	七　運営規程
八　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	八　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態(提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示	九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十　当該申請に係る事業に係る資産の状況	十　当該申請に係る事業に係る資産の状況
												十二　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。)第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)		
		十二　指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三　指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三　指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項の医療機関との協力体制の概要	十二　指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十二　指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十二　指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十二　指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十二　指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容			十三　指定障害福祉サービス基準第二百十二条の四第一項（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	十四　指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称(就労移行支援を行う場合に限る。)		
							十三　指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十一条第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称								
												十四　指定障害福祉サービス基準第二百十二条の二（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要			
十一　当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	十四　当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	十四　当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十四　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十五　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項	十五　当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項	十一　当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項	十一　当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項
十二　法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）	十四　法第三十六条第三項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）	十四　誓約書	十五　誓約書	十五　誓約書	十四　誓約書	十四　誓約書	十五　誓約書	十四　誓約書	十四　誓約書	十四　誓約書	十四　誓約書	十六　誓約書	十六　誓約書	十二　法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第四号、第十号及び第十三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約	十二　法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号(同項第四号、第十号及び第十三号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約
十三　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十六　役員の氏名、生年月日及び住所	十六　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十六　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十五　役員の氏名、生年月日及び住所	十七　役員の氏名、生年月日及び住所	十七　役員の氏名、生年月日及び住所	十三　役員の氏名、生年月日及び住所	十三　役員の氏名、生年月日及び住所
十四　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十七　その他指定に関し必要と認める事項	十七　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十七　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十六　その他指定に関し必要と認める事項	十八　その他指定に関し必要と認める事項	十八　その他指定に関し必要と認める事項	十四　その他指定に関し必要と認める事項	十四　その他指定に関し必要と認める事項

（ピンク）・・・都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、省略可能な事項(登記事項証明書を除く。)。

（赤枠）・・・指定の変更の申請時に提出すべき事項。

（灰色）・・・変更の届出は不要な事項。